

千葉県地域密着型サービス外部評価機関の選定申請について

地域密着型サービス外部評価とは、サービスの質の向上を目的として、事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みです。

地域密着型サービス外部評価機関として評価活動を行うには、県の選定を受ける必要があります。

1 申請方法及び手続

千葉県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱（以下「選定要綱」という。）第5条の規定により、「地域密着型サービス外部評価機関選定申請書」（様式1）に必要な書類を添付の上、千葉県庁に提出して下さい。

2 受付期間

令和7年12月5日（金）～令和8年2月13日（金）

※ 相談・持参で来庁する場合は必ず事前に電子メール又は電話で希望日時を御連絡ください。

※ 受付時間：9時00分～16時30分（ただし、開庁日に限る。）

3 申請書類

別記のとおり ※各1部提出（紙での提出の場合、可能な限り両面印刷をお願いします。）

4 外部評価機関の選定について

（1）主な選定要件（選定要綱2条）

- ・ 千葉県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けていること。
- ・ 千葉県福祉サービス第三者評価機関として評価実績があること。
- ・ 本県の養成研修を修了した外部評価調査員が、複数所属していること。
- ・ 認知症介護に関する学識経験者、グループホーム等事業者及び認知症高齢者の家族の代表者等により構成された評価委員会を設置していること。
- ・ 現在選定を受けている申請者にあっては、選定期間中に一定の評価実績があること。

※ その他、選定要綱を必ず御確認ください。

（2）選定審査

申請者が選定要綱2条の要件を満たしているか否かを審査し、選定結果を通知します。

(3) 選定の有効期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで

5 書類提出・問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 法人指導班 (本庁舎13階)

TEL : 043-223-2351 (担当: 池田)

FAX : 043-222-6294

MAIL : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

※ よくあるお問合せについては別紙「認証申請FAQ」に記載されているので御確認ください。

別記

地域密着型サービス外部評価選定に係る申請書類一覧

0	地域密着型サービス外部評価機関選定申請書（選定要綱様式1）
1	法人の定款、寄付行為等及び法人の登記事項証明書（写し可能_交付から3ヶ月以内）
2	評価調査員名簿、評価調査員養成研修修了の写し
3	評価委員会の委員名簿及び就任承諾書の写し
4	外部評価実施規程
5	外部評価契約書様式
6	評価手数料及び算定根拠
7	法人の決算書（貸借対照表含む）
8	当該年度の事業計画書及び収支予算書
9	法人の理事会等の名簿（現にグループホーム等を運営又はグループホーム等に勤務する者については、その旨明記のこと）
10	評価委員会の開催状況（すでに選定されている機関のみ。新規申請の場合は不要）